

2022年7月22日

四国電力株式会社
取締役社長 長井啓介 様

伊方原発をとめる会
事務局長 須藤昭男

伊方原発特重施設における長期にわたる保安規定違反に関する公開質問書

7月9日付の愛媛新聞は、「特重施設に不具合」との見出しで、四国電力伊方原発3号機の特定重大事故等対処施設（特重施設）で、約9カ月間、「保安規定に定める運転上の制限を満足していなかった」ことを報道した。県と四電によると、「他の電力会社から計装設備の不具合が確認されたとメーカーからの連絡を受け点検していた」ところ、「特重施設でプラントの状態を監視する計装設備に、消耗品の部品が組み込まれていない」ことを補修員が確認したとのこと。さらに「同種の他の計装設備も点検し、同様に部品が組み込まれていないことが判明」したという。また、愛媛県ホームページは7月8日付で、「同種の計装設備がすべて事故時に動作不能となる可能性があったため、保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったものと判断した」としている。

一方、7月8日付の四国電力プレスリリースは、「計装設備の一部に部品の未装着を確認しました」、「当該計装設備は、保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態があったと判断していますが、現時点では運転上の制限を満足しています」と、まるで軽微な問題のように記している。

今回の問題は、原子炉の状況を把握する計器や制御装置等が動作不能となることが否定できない保安規定違反が9カ月も続いていたものであり、極めて深刻な事態である。

ついては、下記の点を質問し回答を求める。

記

- (1) 他の電力会社からの報告によるメーカーからの連絡がなければ、「同種の計装設備がすべて事故時に動作不能となる可能性」が継続していたのであり、「動作不能」の状態でも過酷事故が発生すると、どのような事態が予想されたのか。
- (2) 特重施設について、2021年10月5日の運用開始以前に、施行事業者によるチェック、原子力規制委員会のチェックだけでなく、貴社独自の全面的なチェックを行ったのか。
- (3) 「プラントの状態を監視する計装設備」の不具合は、特重施設の減圧操作設備、原子炉格納容器加圧破損防止設備、注水設備、電源設備、緊急時制御室の何処と何処に発生したのか。
- (4) 9カ月ものあいだ、計装設備の不備に気づかず、放置していたという深刻な状況について、県民は不安を覚え、危険な核を扱う事業者としての貴社の姿勢に不信感を抱いた。県民に対し、謝罪と説明責任を果たす場をもつべきと考えるがどうか。

※ 重要かつ急がれる事項であり、7月29日着で当会事務局まで書面郵送またはメールによる回答を求めます。伊方原発をとめる会事務局 791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201

メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com